社援地発第 0327 第 5 号 平成 27 年 3 月 27 日

都道府県 各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と労働基準行政との連携について

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、本法に基づき平成27 年4月から福祉事務所を設置する地方自治体において各事業が実施される。

多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係制度・事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの制度・事業の密接な連携の下効果的に支援が実施されることが重要である。

今般、生活困窮者自立支援制度と労働基準行政との連携について、厚生労働 省労働基準局長から都道府県労働局長あて別紙1、2のとおり通知されたとこ ろである。各通知のポイントは下記のとおりであるので、貴職におかれては、 その内容を御了知の上、関係者に広く周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

- 1 生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業における適正な労働条件の確保に関する相談の対応等について(平成27年3月25日付け基発0325 第1号厚生労働省労働基準局長通知)(別紙1)
- (1) 就労訓練事業の非雇用型は、雇用型とは異なり、雇用契約を前提として いないが、就労の状態によっては使用者との間の使用従属関係が認めら

- れる場合もあり得ると考えられるため、各事業所において就労訓練事業 が適切に実施されるよう、今般、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就 労訓練事業の実施に関するガイドライン」が定められたところ。
- (2) 各都道府県労働局においては、同ガイドラインの内容を了知の上、就労訓練事業の認定の申請を行う事業者又は当該認定を受けた事業者や、就労訓練事業の利用者等から、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条の適用等、労働基準関係法令の内容について相談があった場合は、適切に対応すること。
- 2 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業及び就労訓練事業において て就労する者に対する労働基準法の適用について(平成27年3月26日付 け基発0326第7号厚生労働省労働基準局長通知)(別紙2)
- (1) 就労準備支援事業(被保護者就労準備支援事業を含む。以下同じ。) や就 労訓練事業における就労は、(雇用契約を締結せずに就労を行う場合があ るなど) 一般事業所における就労とは異なった形態をとることとなるこ とから、これに対する労働基準法の適用等について疑義が生じる場面も あると考えられる。
- (2) 就労準備支援事業及び就労訓練事業の利用者に対する労働基準法の適用 についての判断等は以下によること。
 - ・ 就労準備支援事業において就労体験を行う者については、①就労準備支援プログラムに記載された就労体験の内容が、その就労内容等においても、就労支援プログラムに留意事項として明記することとされている事項(※)に沿ったものとなっており、②雇用関係を前提としない就労体験であることについて、就労準備支援事業の実施者と利用者との間の合意が、文書による確認書や就労準備支援プログラムの内容等から明らかであって、③就労体験の実態としても就労準備支援プログラムに沿ったものである場合、当該就労体験の利用者は原則として労働基準法第9条の労働者ではないものとして取り扱うこと。また、就労訓練事業(非雇用型)の利用者についても同様であること。
 - ・ 就労訓練事業(雇用型)の利用者については、原則として労働基準法第 9条の労働者に該当するものであること。

※ 以下のとおり。

- ① 所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由 であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かにつ いても、対象者の自由であること。
- ② 作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われない

こと。

- ③ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げる ための作業の強制が行われないこと。
- ④ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと(実作業時間 に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の 減額をすることがないこと)。
- ⑤ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

基 発 0325 第 1 号 平成 27年3月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業における 適正な労働条件の確保に関する相談の対応等について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援 法(平成25年法律第105号)が本年4月1日に施行される。

全国の福祉事務所設置自治体は、同法に基づき、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給事業を必須事業として行うとともに、就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業等の任意事業を地域の実情に応じて行うことにより、複合的な課題を有する生活困窮者の自立の促進を図ることとなる。

一方、同法に基づく就労訓練事業は、民間事業者の自主事業として実施される ものであり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受 け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の 指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階(以下「非雇用型」という。)と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階(以下「雇用型」という。)があり、同事業を利用する者がいずれの形態で事業を利用するかについては、福祉事務所設置自治体が直営又は委託により行う自立相談支援事業におけるアセスメントに基づき、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て決定することとなる。

このうち、非雇用型は、雇用型とは異なり、雇用契約の締結を前提としていないが、就労の状態によっては使用者との間の使用従属関係が認められる場合もあり得ると考えられるため、各事業所において就労訓練事業が適切に実施されるよ

う、今般、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」が定められ、社会・援護局長より都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて別添のとおり通知されたところである。

ついては、貴職におかれては、同ガイドラインの内容を了知の上、生活困窮者 自立支援法第 10 条に基づく就労訓練事業の認定を受けることについて申請を行 う事業者又は当該認定を受けた事業者や、就労訓練事業の利用者等から、労働基 準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 9 条の適用等、労働基準関係法令の内容につい て相談があった場合には、適切に対応されたい。